

診療情報連携共有料について（歯科の先生方へ）

□ 背景

診療情報連携共有料は、平成30（2018）年の診療報酬改訂時に、医科点数表と歯科点数表の双方に登場しました(共に120点)。医科歯科連携を推進する観点から、歯科診療を行う上で必要な診療情報をかかりつけ医とかかりつけ歯科医との間で共有した場合の評価が、それぞれ新設されたものです。

□ 対象

診療情報連携共有料は歯科治療を行う上で、特に検査値や処方内容等の診療情報を確認する必要がある患者を対象としています。

□ 算定要件

歯科診療を担う別の保険医療機関からの求めに応じ、当該患者に係る検査結果、投薬内容等の情報提供について、当該患者の同意を得て、当該別の保険医療機関に対し、当該情報を文書により提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。（第389回 中央社会保険医療協議会 資料原文）

- ・ 診療情報連携共有は、歯科側からの照会により開始されます(医科側から照会を行うことはできません)。医科側に診療情報連携共有による照会であることを把握して頂くため、文書名は「診療情報連携共有に係る照会状」としてください。
- ・ 病状に応じて、3ヵ月ごとに算定できますが、その度に歯科側からの照会が必要になります。
- ・ 情報提供に際しては、患者の同意を得る必要があります。
- ・ レセプトの摘要欄に、連携先保険医療機関名を明記する必要があります（コメントコード 830100082）。
- ・ 同一医療機関に対して診療情報提供料(Ⅰ)を算定している場合、3ヵ月以内は、診療情報連携共有料は別に算定できません。。

